



特命全權大使永井松三外二十一名外
國勲章記章受領及佩用ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク
昭和六年三月二日

内閣總理大臣臨時代理
外務大臣男爵幣原喜重郎

内

閣



賞勳局 三七號 外 七 三月二日發行

昭和六年二月二十日 内閣書記官長 内閣書記官 信田

内閣總理大臣 賞勳局總裁



白國 グラシク ロア レオホル 勲章 特命全權大使 永井松三

同國 コシマンドル レオホル 勲章 大使館参事官 芦田 均

同國 オフシエト レオホル 勲章 大使館等書記官 川村 博

同 上 久我貞三郎

同國 シヴァリエ、レオホル 勲章 大使館書記官 子爵 本野盛一

同 上 大使館書記官 大久保利隆

同國 グラシク オフシエト、クロシヌ 勲章 從四位勲三等 山内四郎

賞勳局

白國 シヴァリエ、クロシヌ 勲章 外交官 補別府 清

同國 グラシク オフシエト、レオホル 勲章 五位勲三等男爵 東郷 安

同 上 商省 商務局長 川久保修吉

同 上 正六位勲五等 梶原仲治

同 上 從六位 安川雄之助

同國 コシマンドル、レオホル 勲章 特許局事務官 東 榮二

同國 シヴァリエ、レオホル 勲章 從六位 佐々木綱雄

同 上 外務書記生 小野哲夫

同 上 同 上 中澤恭助

同 上 同 上 巖谷春生

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「グラン・クロア・レオポール」勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

特命全權大使 從三位勳二等 永井松三

賞勳局總裁

下條康磨 殿



供閱物件目録

一、コグラン・クロア・コロポルニ勳章ノ勳記一通

二、同勳記譯文一通

三、叙勳理由書一通

但外國勤務中ニ付勳章ニ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和

大正五年十二月五日

從三位勳二等永井松三

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ白耳義國駐劄日本
國大使永井松三氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ
第一條 永井松三氏ニ「グランクロアレオポール」勲章
ヲ贈與ス因テ氏ハ該勲章ノ支官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本
令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日「ブラッセル」ニ於テ之ヲ與フ
アルベール 親 署
奉 命 外務大臣 イー マンス 署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス
特命全權公使 パベイアンド、ジョーダン 署名

42

敘勲理由

特命全權大使トシテ白國在勤中同國獨立
百年祭ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與セラ
ル

特命全權大使 永井 松三

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「コンマンドール・レオポール」勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館参事官正五位勳四等菅田均

賞勳局總裁 下條康磨 殿



供閱物件目錄

一、¹「コンマンドール、レオポール」勳章ノ勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中ニ付勳章ニ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館参事官正五位勳四等菅白均



朕白耳義國皇帝「アルベル」此旨ヲ見有衆ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本國大使館
参事官「芦田均」氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰セント
欲シ左ノ條件ヲ決定セリ
第一條 芦田均氏ニ「コンマンドール、レオポール」勲章
ヲ贈與ス、因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本令
執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百二十七年六月二十九日「ブラッセル」ニ於テ之ヲ與テ
アルベル 親 署
奉命 外務大臣「イーマンス」署名

此勝本ノ正確ナルヲ証ス
特命全權公使「ハイアム、ドジョーダン」署名

彼勲理由

大使館参事官トシテ白國在勤中全國独立百年
祭ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與セラル

大使館参事官 芦田 均

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリオホシエー・レオ・ポーニ勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館一等書記官 坂五郎 勳五等 川村 傳

賞勳局總裁 下條 康 磨 殿



供閱物件目錄

一、オノフシエー、レオポール勳章ノ勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中、付勳章ニ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和

大正五年十二月五日

大使館一等書記官從五位勳五等川村博



朕 白耳義國 皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本大使館
大等書記官川村 博氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ
第一條 川村 博氏ニ「オプレンエト、レオポール」勲章ヲ
贈與ス因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本令
執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百二十年六月二十九日「アルベール」於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署

奉命 外務大臣イーマンス 署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス

發命全權公使バペイアシンド、シグ、ウグン 手署

叙勲理由
大使館二等書記官トシテ白國在勤中同國
獨立百年祭ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與
セラル

大使館一等書記官川村博

外國勲章受領及佩用願



今般白耳義國皇帝陛下ヨリオノシテ
レオポール勲章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下
度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和六年二月二日 東京府下吉祥寺三六

三菱商事株式會社
金屬部副長 久我貞三郎

賞勲局總裁下條康磨殿

供閱物件目錄

一 勲章 才并シエーレオポール勲章 壹個

二 勲記 才并シエーレオポール勲章 壹通

一 勲記譯文 壹通

二 受勲事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月二日

久我貞三郎

勲記譯文

白耳義國皇帝アルベール

我が外務大臣、推薦ニヨリ日本三菱商事
會社本店副部長久我貞三郎氏ニ對シ
満足ノ意ヲ表スルタメ敕令ス

第壹條 久我貞三郎氏ヲオ拜シテ

レオポール勲章ニ叙シ文官
勲章ヲ佩用セシム

第貳條 即日同氏ヲ同階級ニ列セシム
第參條 賞勲事務取扱者タル我が

外務大臣ヨリテ本敕令ヲ執行セシム

一九三〇年拾貳月拾壹日

ブリュッセルニ於テ

アルベール親署

奉命外務大臣ノーマンス署名

右ノ通り相違ナキコトヲ證明ス

特命全權公使

ハベカン、ドジロヴァン 手署

受勳事由書

本人一九二〇年ヨリ一九二七年ニ至ルマデ歐洲
ニ滞在シソノ間屢ニ白耳義王國ニ往復シテ
日白經濟關係ノ開拓ニ盡粹セルヲ以テ一九三〇
年白耳義王國ガ紀念スベキ建國
百年ヲ迎フルニアタリ本人ノ功勞ヲ表
彰スルモノナリ

久我貞三郎

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「シュガアリエー・レオ・ホー」此勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官從四位勳五等子爵木野盛



賞勳局總裁

下條康磨殿



裏面白紙

供閱物件目録

一、^レ「^レ」ガアリエー・レオポール勳章、勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中ニ於勳章ハ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官 佐田 勳五等子爵 本野 盛一

朕 白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本大使館
ニ等書託官子爵本野盛一氏ニ朕ノ慈善ノ意ヲ
表彰セント欲シ左條件ヲ決定セリ
第一條 子爵本野盛一氏ニ「シエヴァリエ」レオポール勲
章ヲ贈與ス 因テ氏ハ勲章ノ文官章ヲ佩用ス
第二條 氏ハ冬日ヨリ勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本
令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日「アスセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署

奉命 外務大臣 イーマンス 署名

此騰本ノ正確ナルヲ証ス

特命全權公使 パベイアンド・ジョーヴァン 手 署

敘 勲 理由

大使館三等書記官トシテ白国在勤中月固
獨立百年祭ニ際シ願言記載ノ勲章ヲ贈與
セラル

大使館三等書記官 本野盛一

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「シュゲアリエー・レオポール」勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官松本位勳五等大久保利隆

賞勳局總裁 下條康磨殿



供閱物件目錄

一、^レガアリエー・レオホー^レ勳章、勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中、付勳章、提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官佐々位勳五等大久保利隆

朕 白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在日耳義國日令國大使
館ニ尋言礼官大久保利隆氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ

- 第一條 大久保利隆氏ニ「シエグアリエー、レオポール」勲章
ヲ贈與ス因テ氏ハ該勲章ノ支官ニ任ズ
- 第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
- 第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本令
執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日「アラウセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署名

奉命 外務大臣イーマンス 署名

此謄本、正確ナルヲ証ス

特命全權公使ハバイヤンド・ジョーダン 署名

叙勲理由

大使館三等書記官トシテ白國在島中同國
獨立百年祭ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與
セラル

大使館三等書記官大久保利隆

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

私儀

白耳義國皇帝陛下ヨリ「グラン・オフィシエ・クロニヌ」勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月^五日 東京市四谷區愛住町二番地

農産業協會幹事長從四位勲三等 山内 四郎

賞勳局總裁下條 康磨殿



供閱物件目録

- 一、白耳義國、ケラン、オフレシエリ、クローンス、勲章 壹個
- 一、同 勲章、勲記 壹通
- 一、同 勲記、譯文 壹通
- 一、敍勲理由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月 五日

從四位勲三等 山内四郎



勲記譯文

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ「アウグスト」其面
博覽會ニ於テ「泉澤」協奏山内四郎氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條山内四郎氏ヲ「グラン・オフィシエ」

クローンヌニ叙ス

第二條山内四郎氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班

位ニ列スベシ

第三條外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ

以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「ブルッセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親署

奉命外務大臣 イーマンス 署名

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全權公使バペイアントジョーヴアン 手署

めくれず

叙勲理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ、グランオフィシエークローンヌ
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以上

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「レ」エグザリアエー・クローン又勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

外交官補正七位別府清

賞勳局總裁

下條康磨殿



供閱物件目録

一、¹シユヴァアリエー・クローンヌ勳章ノ勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中ニ付勳章ハ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

外交官補正七位別府清

172 1/2

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在日耳義國日本國大
使館外交官補別府 清氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ
第一條 別府 清氏ニシテウリクロニス勲章ヲ贈
與ス因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本
令執行ノ任ニ當ルヘシ

十九百三十年六月二十九日「アラセル」ニ於テ之ヲ與フ
アルベール 親 署
奉命 外務大臣 イーマンヌ 署名

此 謄本ノ 正確ナルヲ証ス
特命全權公使 バイアン ドジョウダン 手署

敘 意 理 由

外交官補 トシテ 白 國 在 勤 中 國 獨 立 百 年
祭 際 シ 願 書 記 載 ノ 勲 章 ヲ 贈 與 セ ラ ル

外交官補別府 清

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ、グランオヴフィシエ、レオポールル第三勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京市赤坂区青山南町二丁目六十六番地

貴族院議員正四位勲三等男爵東郷 安



賞勳局總裁下條康磨 殿



供閱物件目録



- 一、白耳義國クラニオフシエトレオボール第二世勲章 壹個
 - 一、同 勲章ノ勲記 壹通
 - 一、同 勲記ノ譯文 壹通
 - 一、叙勲理由書 壹通
- 右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

貴族院議員 正四位勲三等男爵 東郷 安 

勲記譯文

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本無線電信株式

會社
取締役貴族院議員男爵東郷安氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表

彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條男爵東郷安氏ヲ「グラン、オブリシエー」

レオポール三世ニ叙ス

第二條男爵東郷安氏ハ本日ヨリ諱勲章ノ班

位ニ列スベシ

第三條外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ

以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「アルツセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親署

奉命外務大臣 イーマンス 署名

此騰本ノ正確ナルヲ證ス

特命全權公使。パペイアンドジョーヴアン手署

叙勲理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ、クラニオフシテ、ホール第二世
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以上

外國勳章受領及佩用願

私儀

今敍白國政府ヨリグラン、オプシエー、
レオポール二世勳章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙
供聞物件目錄相添此段奉願候也

昭和六年二月十日

高工省商務局長從四位勳三等川久保修吉



賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目錄

一 勲章

壹箇

一 勲記

壹通

一 勲記譯文

壹通

一 受勲理由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月十日

商工省商務局長後置勲三等川久保修吉



譯文

白國王アルベールハ汝等現在及將來ノ
庶衆ニ宣ス

日本商工省商務局長川久保修吉氏ニ對シ
朕ガ最高ノ感謝ノ意ヲ表明スル為朕ガ外務
大臣ノ提議ニ基キ左記ノ通裁決ス

第一條 川久保修吉氏ヲグラン、オフ井シエー、
レオポール第二世ニ叙ス

第二條 同氏ハ本日ヨリ其ノ資格ニ於テ席次ヲ
占ムルモノトス

第三條 勲章事務ヲ管掌スル我外務大臣
本勅令ノ施行ニ任ズルモノトス

一九三〇年十二月一日

アリユツセルニ於テ アルベール親署

國王ノ命ニ依リ

外務大臣 イーマンス署名

右原本ニ相違無キコトヲ 證ス

特命全權公使 ハイランドジョーグアン手署

受勲理由書

ベルギー國ハ一九三〇年同國獨立百年記念
萬國博覽會ヲ同國リエージ布ニ於テ開催
シタルガ本邦政府ハ之ニ參同シ關係官廳及
諸團體ヲシテ出品セシメ又同年開催セラレタ
ル同國アントワープ殖民及海洋博覽會ニモ
關係者ヲシテ出品セシメタリ而シテ本叙勲ハ
小官ガ右博覽會參同出品ノ局ニ當リタル
ニヨルモノナリ

昭和六年二月十日

商工省商務局長從四位勲三等川久保修吉



裏面白紙

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ、リ、グラン、オ、フ、シ、キ、レ、オ、ホ、ル、第、五、勲、章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京府荏原郡下大崎八十九番地

日本産業協會會長 六位勲五等 梶原仲治

賞勳局總裁 下條康磨 殿



訂 正

訂正理由

撮影ミスの為

訂正箇所

直前の

/ コマ取消

/ コマ再撮影

訂正年月日

平成 20 年 10 月 2 日

このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。

撮影者

伊藤 一夫

印

受託責任者

東京都港区西麻布2丁目26番30号

富士フイルム株式会社

産業機材部長

後藤 佳久

印



外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ、グラン・クロワザレオポール第貳勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京府荏原郡下大崎八十九番地

日本産業協會會長 六位勲五等 梶原仲治
賞勳局總裁 下條康磨 殿



供閱物件目録



- 一、白耳義國「グランオフレシエー、レオポール」第二世勲章 壹個
 - 一、同 勲章、勲記 壹通
 - 一、同 勲記ノ譯文 壹通
 - 一、叙勲理由書 壹通
- 右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

正六位勲五等梶原仲治



勲記譯文

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本産業
協會會長梶原仲治氏ニ朕ノ慈慶ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條 梶原仲治氏ヲ「グラン・オフシエー

レナポール」第二世ニ叙ス

第二條 梶原仲治氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ

以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「ブルッセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親署

奉命外務大臣 イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全權公使パイアンドジョーダン署名

叙勲理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ「クラシオフキレキレボール」第二世
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以上

外國勲章受領佩用願

私儀

白耳義國皇帝陛下ヨリグランオフィシエトネポール勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日

日

白耳義國皇帝陛下ヨリ
ニ付カシテ
御執奏被成下度依テ
別紙供閱物件
目錄相添此段相願候也
從六位 安川雄之助



賞勳局總裁 下條康磨 殿



供閱物件目録

- 一 白耳義國グランオファシエーレスポール第ニ号勲章 壹個
- 一 同勲章・勲記 壹通
- 一 同勲章記譯文 壹通
- 一 叙勲理由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

從六位 安川雄之助



めくれず

勲記譯文

朕白耳義國皇帝アルベール此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス朕ハ外務大臣、上奏ニ依リ在日本三井物産會社取締役安川雄之助氏ニ朕、慈愛、意ヲ表彰セシト欲シ左ノ條項ヲ決定セリ

第一條 安川雄之助氏ヲ「グランオフレシエー

レオポール」茅ニ世ニ叙ス

茅ニ條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スベシ

茅ニ條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任

者タルヲ以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日ブルッセルニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署

奉命外務大臣
イーマンス 署名

此謄本、正確ナルコトヲ證ス

特命全權公使
ハベイアンドジョー
グワン
手署

叙勲理由書

今般白耳義皇帝陛下ヨリ「グラシオフ井シ
エー、レオホルル茅ニ寺勲章ヲ贈與セラシタル
ハ不肖千九百三十年白耳義國ニ於テ
同國獨立百年紀念博覽會開催ニ際シ
微力ヲ致シタルニ依ルモ、ト思考ス

以上

めくれず

外國勳章受領及佩用願

私儀

今般白耳義皇帝陛下ヨリゴコンマンドール、
レオポール二世勳章贈與相成候府
受領及佩用儀御允許被成下度別紙
供閱物件目錄相添、此段奉願候也
昭和六年二月八日

特許局事務官從五位 東 榮 二

賞勳局總裁下條康磨殿



供関物件目録

一 コンマンドール、レオポール二世勲章

壹個

一 勲記

壹通

一 同譯文

壹通

一 受勲事由書

壹通

以上




右受領及佩用允許相願候ニ付

差出候也

昭和六年二月八日

特許局事務官從五位 東 榮 二

訂 正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成20年10月2日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	伊藤 一夫  (印)
受託責任者	東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フイルム株式会社  (印) 産業機材部長 後藤 佳久 

供閱物件目録

一 コンマンドール、レオポール二世勲章

壹個

一 勲記

壹通

一 同譯文

壹通

一 受勲事由書

壹通

以上

右受領及佩用允許相願候ニ付

差出候也

昭和六年二月八日

特許局事務官從五位 東 榮 二

白耳義國皇帝アルベールハ汝等現在及將來ノ關係ニ宣ス
朕ハ朕カ外務大臣ノ上奏ニ基キリエーヂユ博覽會ニ於ケル日本委員長
東榮二氏ニ對スル朕カ保護ノ證左ヲ示サムト欲シ左記ノ通り許可ヲ爲
ス

第一條 東榮二氏ニコンラントール・レオポール第二世勳章ヲ授與ス

第二條 同氏ハ本日ヨリ勳條ノ資格ニ於ケル有勳者トス

第三條 勳章事務ノ管理ヲ爲ス朕カ外務大臣ハ本裁司ノ施行ニ任ス

一九三〇年十一月二十二日

ブリュツセルニテアルベール親王

皇帝ノ命ニ依リ

外務大臣イーマンス(署名)

認證本

特命全權公使

ハベイアン・ド・ジョーヴァン 手著

受勲事由書

私儀

西歷千九百三十年五月三日ヨリ今年五月三日迄
白耳義國リエーヅ市ニ於テ開催セラレタル
白耳義國獨立百年紀念リエーヅ万国博
覽會ニ於テ日本政府参同事務ニ從事
シタル爲 受勲致シタルモ、ニ有之候也

昭和六年二月八日

特許局事務官 從五位 東 榮 二

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ、レニエー、レオポール二世勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京府北豊島郡滝川町田端六百五十三番地

日本産業協會主事 佐々木 綱雄

賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目録

- 一、白耳義國「レユヴァリエー、レオポール二世」 壹個
 - 一、同 勲章ノ勲記 壹通
 - 一、同 勲記ノ譯文 壹通
 - 一、叙勲理由書 壹通
- 右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

從六位 佐々木 綱雄

勲記譯文

朕白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本産業
協會職員佐々木^社氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條 佐々木綱雄氏ヲ「レジュグアリエー」

レオポール第二世ニ叙ス

第二條 佐々木綱雄氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ

以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「アルセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親署

奉命 外務大臣 イーマンス 署名



此 騰 本 ノ 正 確 ナ ル ヲ 證 ス

特命全權公使バスマン・ド・ジューゲン 署名

めくれず

叙熱理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ「シツァリエー、レオポール第二世
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微カヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以上

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリコシユガアリエー・レオポールト^第二世勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

外務書記長勳七等小野基^大



賞勳局總裁 下條康磨殿



供閱物件目録

一、シニガアリエー・レオホルル二世勳章ノ勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中ニ付勳章ニ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和

大正五年十二月五日

外務書記生勳七等小野哲夫



朕 白耳義國 皇帝「アルベル」此書ヲ見ル有象ニ宣示
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ白耳義國 日本國 大使
館外務書記生小野 哲夫氏ニ朕ノ慈愛ノ意
ヲ表彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ

第一條 小野 哲夫氏ニシテウリエト、レオポールニ世勲
主事ヲ贈與ス因テ氏ハ該勲章ノ文官主事ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日より該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ
本令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日「ブラッセル」ニ於テ之ヲ與フ
「アルベル」 親 署
奉命 外務大臣 イーマンヌス 署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス
特命全權公使 パイアン、ド、ジョーゲン 手署

外務書記生トシテ
年祭、際ニ願書記載ノ
勲章ヲ贈與セラレ
理由
在勤中同國獨立百

外務書記生小野哲夫

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ
「シュヴァリエ・レオポール」^{第三}世勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

外務書記生中澤泰助

賞勳局總裁 下條康磨殿



供閱物件目錄

一、^{ハニエ}ガアリエ・レオホー^{ルカ}二世勳章ノ勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中ノ勳章ハ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

外務書記生 中澤義助

朕 白耳義國皇帝「アルベール」此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本國大使館
外務書記生中澤泰助氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ

第一條 中澤泰助氏ニ「シエヴリエー、レオポール」ニ世
勲章ヲ贈與ス因テ氏ハ「談勲章」ノ文官章ヲ佩用
スヘシ

第二條 氏ハ本日ヨリ「談勲章」ノ班位ニ列入ヘシ

第三條 外務大臣ハ「勲章事務」ノ主任者タルヲ以テ
本令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日「アラッセル」ニ於テ之ヲ與フ
アルベール 親 署

奉 命 外務大臣 イーマンス 署名
此 贈 本ノ 正確ナルヲ証ス

特命全權公使 パベイアント・ジョーダン 署名

外務書記生トシテ白國在勤中同國禍五百
年祭ニ際シ願書記載ノ勳章ヲ贈與セラル

敘勳理由

外務書記生中澤泰助

外國勳章受領佩用願

私儀

白耳義國皇帝陛下ヨリシユヅアリエーレオホーレ弟ニ勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日

東京市四谷区三軒町三丁目
巖谷春生



賞勳局總裁 下條康磨 殿



供閱物件目録

- 一 白耳義國 シュツアリエーレオポール其二世勲章 壹個
- 一 同勲章勲記 壹通
- 一 同勲記譯文 壹通
- 一 叙勲理由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

巖谷春生 

勲記譯文

朕白耳義國皇帝アルベール此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス朕ハ外務大臣、上奏ニ依リ在日本三井物産會社秘書巖谷春生氏ニ朕、慈愛、意ヲ表彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

芽一條 巖谷春生氏ヲ「シユヴァリエー

レオポール」芽二世ニ叙ス

芽二條 氏ハ本日ヨリ該勲章、班位ニ列スベシ

芽三條 外務大臣ハ勲章事務、主

任者タルヲ以テ本令執行、任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日ブラッセルニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署

奉命外務大臣

イリマンス 署名

此謄本、正確ナルコトヲ證ス

特命全權公使

パバイアンドジョーヴァン

手署

叙勲理由書

今般白耳義皇帝陛下ヨリ「シユヴァリエー
 シオポール」ヲニ在勲章ヲ贈與セラレタルハ
 不肖千九百三十年白耳義國ニ於テ同
 國獨立百年紀念博覽會開催ニ際シ微
 カヲ致シタルニ依ルモ、ト思考ス

以上

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

ホーランド國政府ヨリグランクロア、オドロセニア、ホルスキー勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年一月二十四日

外務省政務局長從四位勲三等松島 肇

賞勳局總裁 下 條 康 磨 殿



めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

- 一 勲章 「クラシクロフ、オドロセニア、ホルスキー」 壹 具
- 一 外務大臣、證明書 壹 通
- 一 叙勲理由書 壹 通

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

昭和六年一月二十四日

外務省歐米局長從四位勲三等松島

峯

裏面白紙

證明第四號

證明書

外務省歐米局長從四位勳三等 松島 啓

右者「ポーランド」國政府ヨリ「グラン、クロア、オドロゼニア、
ボルスキ」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和六年一月二十六日

外務大臣男爵幣原喜重



外務省

(捺印)

敘勲理由

特命全權公使トシテポロ^ロランダ^ンド國駐劄ノ處昭和五年十一月
同國離任ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與セラル

昭和六年一月二十四日

外務省歐米局長 松島 拳

外國勳章受領佩用願

小官儀

ポロランド國大統領閣下ヨリ、オフレシエー、オドロ
ゼニア、ホルスキー勳章ヲ贈與相成候ニ付
受領及佩用允許儀被仰出候様御執
奏被成下度依テ別紙添附物件目錄相
添此段相願候也

昭和五年十月三日

全條三書目記付
正六位

千葉泰一

賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目録

一、^ニホーランド國^ヲオ^フ井^シエ^ー、オドロゼニア、

ホルネ^ー、^ニ勤^章、^ニ勤^記

一、^ニ同^勤、^ニ記^譯、^ニ文

一、^ニ叙^勤、^ニ理^由、^ニ書

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

壹通
壹通
壹通

昭和五年十月三十日

正六位 公使館三等書記官

千葉 葉木 蕃 一

ポーランド國、オフシエ、オドロゼニア、
ホルスキ、勲章勲記譯文

オドロゼニア、ホルスキ勲章掛長ハ
英和國大統領ノ名ニ於テ
一九三〇年五月二日附テ以テ
日本人在、ワルソウキ、日本公使館ニ寄書記
官ニ按木基泰ヘテ
オドロゼニア、ホルスキ勲章掛長ニ任命
セラレタル旨ヲ宣言ス

掛長
署名
書記官
署名

敘勲理由

公使館ニ寄書日記官トシテ、ホーランド國ニ在
勤致シタルニ依リ昭和五年五月二日附テ以テ
勲書日記載、勲ハ早テ贈與セラル

昭和五年十月三十日

公使館
ニ寄書日記官

千葉某

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

「チエゴスロウキア」國 政府ヨリ、クシオスチエ、リオンブラン勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和五年二月廿七日

昭和六年一月十七日
任特命全權公使

外務省陸米局長正五位勲三等

堀田正

昭



賞勳局總裁 下條 康磨殿



めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

- 一 勲章 カシオウキョウシキリシキブライ 壹具
- 一 外務大臣ノ證明書 壹通
- 一 敍勲理由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和五年十二月廿七日

昭和六年一月十七日
任特命全權公使

外務省政務局長正五位勲三等 堀田 正昭



めくれず

裏面白紙

證明第六七號

登明書

昭和六年一月十七日
任特命全權公使

外務省歐米局長正五位勳三等 堀田正昭

右者「チエツコスロヴァキア」國政府ヨリ「グラン、オフキシエ」、
リオン、ブラン」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和五年十二月二十七日

外務大臣男爵幣原喜重郎



外務省

敘勲理由

日本國及「チエツコスロウキ」國間ノ國交親善
上ノ貢獻ニ依リ贈與セラレタルモノト察スラル

昭和五年十二月廿七日

昭和六年一月十七日
任特命全權公使

正五位勲三等堀田正昭



外國勳章受領及佩用願

廉治儀

今般チエッコスロヴァキア國大統領閣下ヨリオフキシエー、
リオンブラン勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀
御允許相成度別紙供閱物件目錄相添此段奉願
候也

昭和六年二月二十三日

東京市麹町區永田町二丁目一番地

日本パッカーライジング株式會社取締役社長

陸軍歩兵少尉正八位 近藤廉治

賞勳局總裁 下條康磨殿



供閱物件目錄

一 勲章

壹個

一 チヨウコスロウキアノ國 特命全權公使書簡譯文

壹通

一 受勲理由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月二十三日

陸軍歩兵尉正八位 近藤廉治



拜啓陳者千九百三十年十月二十日附裁決ヲ以テチニッコ
ロヴァキア國大統領テ、ゲートマザリク氏カ貴下ニチニッコ
スロヴァキア國オフシエー・リオニ・フラン勲章ヲ贈與セル旨
ヲ茲ニ貴下ニ御報道申上候ハ本使ノ光榮トスル所ニ有之候
本使ハ貴下ニ對シテ至誠ナル祝意ヲ表示致候尚ホ領収
証一通本書翰ニ添附致置候間御記名ノ上本使ニ御返
却被成下候様願上候

敬具

千九百三十一年一月五日東京ニ於テ

チニッコスロヴァキア國特命全權公使カ、ハラ

近藤廉治殿

受勲理由書

在京子^マコスロヴァキア國協會創立ニ參與シ其他日
智兩國國交上功績顯著ニ付全國大統領閣下ヨリ
贈與セラレ

昭和六年二月二十三日

陸軍歩兵少尉正八位 近藤廉治



外國記章受領及佩用類

音吉儀

今般英國皇帝陛下より、コンスビキユウス
ガラントリー、メダルクヲ贈與相成、
領及佩用、儀而允許被成、
別紙使閱物件日録相添、
既奉歎主也

昭和三年一月二十二日

横濱市神奈川區淺間町三番下武右衛門

山本音吉

賞勳局總裁下條康磨殿



供関物件目録



一 英國 コシス、ピキユアス、ガラントリイ

マダ
モダ
モダ
モダ

一 證明書

モダ
モダ

一 受領手由書

モダ
モダ

右 受領及佩用允許明致
昭和六年一月二十三日

山本音吉





船庶第一六二號

元株式會社大阪鐵工所所屬船
陽元丸水夫長 山本 音吉

右ノ者ニ對シ英國 皇帝陛下ヨリ「コンスピキユアス、ガラントリイ
メダル」ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和五年四月十六日

遞信大臣 小泉 又次郎



遞信省

裏面白紙

功績

一、昭和三年十月三日、日阿リキエニアシニ群島
附近に於て遭難セル英國汽船「カリス」
マツキエラニ綿糸組員ヲ救助シタルニ切ラ
表彰セラル

山本春吉 志

